

## ○高知県農業共済組合獣医学生修学資金貸付規則

(令和7年1月1日制定)

(目的)

第1条 この規則は、高知県農業共済組合(以下「組合」という。)における獣医師の充実に資するために行う獣医学生修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付)

第2条 組合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)の農学部または獣医学部(これに相当する学部を含む。)の学生で獣医学を専攻し、又は専攻しようとするものであって、将来組合において獣医師としてその業務に従事しようとする者の申請により、その者に修学資金を貸付けることができる。

(修学資金額及び利息)

第3条 修学資金は、貸付けの決定に係る月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月10万円を貸付けるものとする。

2 修学資金は、第9条各号に規定する事由が生じた日以前の期間、また組合が決定する修学資金を返還すべき日までは無利息とする。

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営んでいる者でなければならない。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は、その父又は母を充てることのできるものとする。

(貸付の申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、組合が定める期日までに組合に提出しなければならない。

(1) 大学における学業成績表(学業成績表の提出が困難な者にあつては、その大学の発行する在学証明書又は入学許可書)

(2) 履歴書、健康診断書及び戸籍抄本

(3) 当該大学の学長又は学部長の推薦書(別記第2号様式)

(貸付の決定)

第6条 組合は、前条の規定により修学資金貸付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、修学資金を貸付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金貸付申請書を提出した者に通知する。

(貸付の方法)

第7条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、直ちに当該年度分に係る修学資金交付申請書(別記第3号様式)に保証書(別記第4号様式)を添えて、組合に提出しなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けている者(以下「修学生」という。)で、引き続き修学資金の交付を受けようとする者は、毎年3月末日までに、翌年度分に係る修学資金交付申請書に保証書を添えて、組合に提出しなければならない。

(貸付の取消し等)

第8条 組合は、修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の貸付けを取り消すものとする。

(1) 退学したとき

(2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

(4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 組合は、前項の規定により修学資金の貸付けを取り消したときは、直ちにその旨を書面により、当該修学生及び連帯保証人に通知する。

3 組合は、修学生が休学したとき(1年を超える期間休学したときを除く。)は、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸付けられたものとみなす。

4 組合は、修学生が正当な理由がなく第17条に規定する学業成績表を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第9条 修学資金は、次の各号の一に該当するときは、組合が書面により通知するところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の翌日から起算して3月以内に返還しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により修学資金の貸付けを取り消されたとき。

(2) 大学を卒業した後、死亡したとき(その相続人又は連帯保証人のいずれもが貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、組合長が債務を免除したときを除く。)

(3) 大学を卒業した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。

(4) 獣医師免許を取得した後、直ちに組合において獣医師としてその業務に従事し

なかったとき。

- (5) 組合において獣医師としてその業務に従事しなくなったとき（第12条第1項（2）に該当するときを除く）。

（返還の債務の履行猶予）

第10条 組合は、修学資金の貸付けを受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、その事由が継続する期間、修学資金の返還の債務（履行期限が到来していないものに限る。）の履行を猶予することができる。

2 前項の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還債務履行猶予申請書（別記第5号様式）を組合に提出しなければならない。

3 組合は、前項の規定により修学資金返還債務履行猶予申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、修学資金の返還の債務の履行を猶予するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金返還債務履行猶予申請書を提出した者に通知する。

（期間の計算）

第11条 従事期間の計算は、組合において獣医師としてその業務に従事することとなった日の属する月の翌月（その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月）から組合において獣医師としてその業務に従事しなくなった日の属する月（獣医師たる組合職員でなくなった日が月の15日以前であるときは、その日の属する月の前月）までの期間の月数による。

2 修学資金の貸付けを受けた期間には、第8条第3項の規定により貸付けられなかった修学資金に係る期間を含まないものとする。

（貸付金の返還債務の免除）

第12条 組合は次の各号の場合、修学金の返還を免除することができる。

(1) 大学を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により組合が必要と認めるときは、組合がその都度定める期間）以内に獣医師の免許を取得し、かつ、組合において獣医師の業務に従事し、引き続き修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間その業務に従事したとき（この期間が5年に満たないときは5年とする）。

(2) 組合において獣医師の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。

2 組合は次の各号の場合、修学金の返還を一部免除することができる。

(1) 第12条第1項の(1)に該当する場合を除き、組合において獣医師の業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間未満（この期間が5年に満たないときは5年とする）のとき。

- (2) 第12条第1項の(2)に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため獣医師の業務に従事することができなくなったとき。

(返還の債務の免除の申請等)

第13条 修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書(別記第6号様式)にその理由となる事実を証する書類を添えて、組合に提出しなければならない。

- 2 組合は、前項の規定により修学資金返還債務免除申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、修学資金の返還の債務を免除するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金返還債務免除申請書を提出した者に通知する。
- 3 修学資金の返還の債務の免除の額は、修学資金の貸付けを受けた者が、組合において獣医師としてその業務に従事した期間を修学資金の貸付けを受けた期間(第8条第3項の規定により貸付けられなかった修学資金に係る期間及び第9条の規定により返還した修学資金に係る期間を除く)の2分の3に相当する期間(5年に満たないときは5年とする)で除して得た数を修学資金の返還の債務(履行期限が到来していないものに限る)の額に乗じて得た額とする。

(延滞利息)

第14条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(連帯保証人の変更)

第15条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更願(別記第7号様式)を組合に提出しなければならない。

(届出)

第16条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届書(別記第8号様式)に当該事実を証する書類を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、第2号又は第4号に該当するときは、当該事実を証する書類の添付を省略することができる。

- (1) 大学を退学し、休学し、停学の処分を受け、若しくは復学し、又は卒業したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 獣医師の免許を取得したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に異動があったとき。

2 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、その遺族又は連帯保

証人は、直ちに前項の届書に当該事実を証する書類を添えて、組合に提出しなければならない。

(学業成績表の提出)

第17条 修学生は、学業成績表を毎年4月20日までに組合に提出しなければならない。

附 則

(改正手続)

第18条 この規則の改正は、理事の過半数をもって定める。

(実施)

第19条 この規則は、令和7年1月1日から実施する。